

規約等の一部改正（案）

1 改正の趣旨・内容

国の2年度補正予算において措置された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」は令和5年度から「畑作物産地形成促進事業」及び「コメ新市場開拓等促進事業」に移行し、令和4年度事業の清算事務が令和5年度中に完了したため、これに係る規約等の一部を改正する。

2 具体的改正内容

規約等の以下条項の「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」にかかる事項を削除する。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
第7章 会計
（資金）第26条
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
（事務処理体制）第3条 表の福島県、福島県農業協同組合中央会の項
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
第1章 総則
（適用範囲）第2条
（会計区分）第4条
（会計事務責任者）第8条第2項 事務の区分ごとの会計事務責任者の表

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 その他

規約及び規程の改正は、令和6年6月4日から施行する。

以上

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略) 令和4年11月30日一部改正 <u>令和6年 6月 4日一部改正</u></p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略) 令和4年11月30日一部改正</p> <hr/>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 会計</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業改革支援事業 (経営所得安定対策等推進事業費) 補助金</p> <hr/> <p>(2) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金</p> <p>(3) 負担金</p> <p>(4) 前年度繰越金</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>第27条～第30条 (略)</p> <p>第8章～第9章 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 会計</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業改革支援事業 (経営所得安定対策等推進事業費) 補助金</p> <p>(2) <u>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金</u></p> <p>(3) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金</p> <p>(4) 負担金</p> <p>(5) 前年度繰越金</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>第27条～第30条 (略)</p> <p>第8章～第9章 (略)</p>

附 則（令和6年6月4日）
この規約は、令和6年6月4日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 新旧対照表

改正後			現行		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程		
平成16年4月 8日制定 (略) 令和5年2月6日一部改正 <u>令和6年6月4日一部改正</u>			平成16年4月 8日制定 (略) 令和5年2月6日一部改正		
第1条～第2条(略) (事務処理体制)			第1条～第2条(略) (事務処理体制)		
第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。			第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。		
福島県	経営所得安定対策等に係る 事務 経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務 (削除)	農林水産部水 田畑作課長	福島県	経営所得安定対策等に係る 事務 経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務 <u>新市場開拓に向けた水田リ ノベーション事業の実施に 係る事務</u>	農林水産部水 田畑作課長
	物価高騰に伴う穀類乾燥調 製施設支援事業の実施に係			物価高騰に伴う穀類乾燥調 製施設支援事業の実施に係	

	<p>る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>			<p>る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>	
福島県農業協同組合中央会	<p>水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 (削除)</p> <hr/> <p>物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>	水田農業を担当する部署の長	福島県農業協同組合中央会	<p>水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 <u>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の実施に係る事務</u> 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>	水田農業を担当する部署の長

全国農業協同組合 連合会福島県本部	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	理事長
福島県米麦事業協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	理事長
福島第一食糧卸協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	代表理事
福島県担い手育成 総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	会長（（一社） 福島県農業会 議事務局長）

2 (略)

第4条 (略)

附 則（令和6年6月4日議決）

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

全国農業協同組合 連合会福島県本部	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	理事長
福島県米麦事業協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	理事長
福島第一食糧卸協 同組合	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	代表理事
福島県担い手育成 総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知 および推進に係る事務	会長（（一社） 福島県農業会 議事務局長）

2 (略)

第4条 (略)

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="309 384 1010 414">福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p data-bbox="685 480 1025 510">平成16年4月 8日制定</p> <p data-bbox="703 528 752 555">(略)</p> <p data-bbox="685 572 1077 603">令和4年11月30日一部改正</p> <p data-bbox="741 620 1077 651">令和6年6月4日一部改正</p> <p data-bbox="237 711 367 742">目次 (略)</p> <p data-bbox="237 804 412 834">第1章 総則</p> <p data-bbox="266 852 479 882">第1条 (略)</p> <p data-bbox="286 900 421 930">(適用範囲)</p> <p data-bbox="266 948 1077 1166">第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、_____ (削除)</p> <hr/> <p data-bbox="266 1278 1077 1355">_____ 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業交付要綱(令和4年12月21日付け4生流第3062号農林水産部長通知)</p>	<p data-bbox="1173 384 1874 414">福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p data-bbox="1554 480 1895 510">平成16年4月 8日制定</p> <p data-bbox="1572 528 1621 555">(略)</p> <p data-bbox="1554 572 1946 603">令和4年11月30日一部改正</p> <hr/> <p data-bbox="1106 711 1236 742">目次 (略)</p> <p data-bbox="1106 804 1281 834">第1章 総則</p> <p data-bbox="1106 852 1344 882">第1条 (略)</p> <p data-bbox="1126 900 1261 930">(適用範囲)</p> <p data-bbox="1106 948 1946 1355">第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱(令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業交付要綱(令和4年12月21日付け4生流第3062号農林水産部長通知)</p>

及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 （略）

（会計区分）

第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。

(1) 水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等会計

（削除）

(2) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金

2～3 （略）

第5条～第7条 （略）

（会計事務責任者）

第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長
--------------------------------	-------------------------------

及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 （略）

（会計区分）

第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。

(1) 水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等会計

(2) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金

(3) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金

2～3 （略）

第5条～第7条 （略）

（会計事務責任者）

第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長
--------------------------------	-------------------------------

うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長

第9条 (略)

第2章～第7章 (略)

附則 (令和6年6月4日議決)

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)
<u>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金</u>	<u>福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長</u>
物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長

第9条 (略)

第2章～第7章 (略)

